

学校における感染症拡大防止について（お願い）

学校において予防すべき感染症が発生した場合は、感染拡大防止のために、定められた期間出席停止の措置を取ることができます。

1 学校感染症による出席停止の手続き

- (1) 出席停止の措置は、学校での集団感染を防ぐことを目的としています。
- (2) 医師により学校感染症と診断されたら、速やかに学校に連絡してください。
- (3) 出席停止取扱いについては医師による罹患証明が必要となります。病院で発行される診断書又は学校で準備している証明書（登校届）に記載していただける場合には、下記（P2）の用紙への記入をお願いしてください。（証明書を書いていただくには有料の場合があります。）
それらの証明書については、生徒が回復し登校する際、学級担任へ提出してください。

2 出席停止の期間の基準

	感染症の種類	出席停止の期間の基準
第2種	インフルエンザ	発症した翌日から5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺、下顎腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身症状が良好になるまで
	風疹	発疹が消失するまで
	水痘	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核、髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師において伝染のおそれがないと認めるまで
	【注意】ただし結核、髄膜炎菌性髄膜炎を除く第2種の感染症については、病状により医師において感染のおそれがないと認めた時は、この限りではありません。	
第3種	コレラ 細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス パラチフス 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎	症状により学校医その他の医師において伝染のおそれがないと認めるまで
	*その他の感染症 (感染性胃腸炎、マイコプラズマ肺炎、手足口病など)	感染症の種類や各地域、学校における感染症の発生・流行の態様等を考慮の上、校長が学校医の意見を聞き判断する

*第3種その他の感染症（感染性胃腸炎など）について、本校では医師より本人の登校により学校において集団感染させる恐れがあると判断された場合、出席停止扱いとします。その際には、医師の指示があったことがわかる旨を記入し必ず証明書（登校届）を提出してください。

